

第4回 八尾市男女共同参画審議会 会議録(要旨)

1. 日時 平成24年7月24日(火)午後3時～
2. 場所 八尾市役所本館8階 第2委員会室
3. 出席者 別紙
4. 会議内容
 - 1) 開会
 - 2) 市長挨拶
 - 3) 委員・幹事紹介(事務局紹介)
 - 4) 議題
 - (1) 第3回八尾市男女共同参画審議会での意見等について(報告)
 - (2) 「(仮称)八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」について
 - (3) その他

5. 議事録要旨

議題の内容について

〈会長〉議題(1)の「第3回八尾市男女共同参画審議会での意見等について」事務局より説明してください。

〈事務局〉

事務局より、資料説明 **資料1**

〈会長〉ただいまの説明について、質問・意見はありますか。行政分野において共同参画を果たすということは難しいことではあるが、現状はどうか、ハードルはあるのか、改善点等を含めてお聞きしたい。

〈人事課長〉年齢構成上の男女の比率について偏りが生じているため、管理職については、実際の職員数に比べて女性の管理職数は少なくなっている。しかしながら、ここ数年の新規採用職員については、職種にもよるが3分の2が女性ということもあり、さらに、産休や育休を取得することで、監督職や管理職試験を受けるにあたって、不利ということは全くない。現在は年齢構成上、女性の管理職員の数が少なくなっていると認識しており、将来的には改善されると分析している。また、採用や昇進について女性枠を設けてはどうかということについて、地方公務員法上の規定により、任用については受験成績、勤務成績等に基づいて行わなければならない、受験資格等に性別を設けることは極めて困難であるということをご理解いただきたい。

〈会長〉「第2次 やお女と男のはつらつプラン」のp50に「計画の指標と目標値」を掲載しているが、この数値目標は市民も注目しており、これに対してどういう努力をしたのか、なぜできなかったのかという説明責任を果たしていただかないと市の行政に対する信頼が育っていかないように思う。単に数字を示すのではなく、平成27年度までにこの目標に対してどういう努力をしてきたのか、なぜできなかったのかということをしっかり引き継いで、取り組んでいただきたい。また、特別なことはできないに

しても、女性の管理職を増やすために、例えば、管理職試験について、女性の試験官を配置するとか、男性の育児休業取得率を伸ばすために、該当者は何人いて、何人くらいが取得できるかなど、きめこまかな人事政策を考えていただきたい。

ところで、先ほどの説明にあった、女性が3分の2を占めているのは何の職種か。

〈人事課長〉年度にもよるが、新規採用職員の大学卒業程度の事務職が、女性が3分の2を占めたという年もある。傾向としても、近年事務職で入ってくる女性職員が増えているというのが現状である。

〈会 長〉事務職で入ってきた者が、管理職試験や昇給の試験をどのようにして受けるのか。

〈人事課長〉八尾市の場合、監督職（主査・係長）になる際に試験があり、主査・係長になって、一定の年数を経て、次は管理職試験である。監督職試験を受ける際に従前は、育児休業を取るということで休暇の日数を除算期間としてカウントしていたが、現在は除算しないようにしている。管理職試験についても同様の扱いとしている。

〈会 長〉数値目標に対して、人事政策はどうか。

〈人事課長〉人事課では毎年、各所属の所属長を対象にヒアリングを実施し、育児休業を取りやすい職場環境づくりに努めるよう話をしており、このように繰り返し啓発していくのが必要だと考えている。管理職等については、年齢構成上、今は該当する年齢に女性職員が少ない状況であるが、目標達成に向けて、試験を受けていただくように積極的な後押しをして、女性の管理職の受験を促していきたいと考えている。

〈委 員〉女性枠について前回の審議会でも発言したが、女性枠を設ける意味というのは、世の中の半数は女性で、それはすなわち市民の半数は女性だということを考えていただいたら、女性の立場を反映した行政をしていただきたいように思う。例えば、東日本大震災において、避難所に配置された職員が男性であったため、必要なものを聞かれても女性は言いにくかったということが本にも書かれていたので、もっと女性のことを考えてもらうために、女性の管理職が必要だと思う。地方公務員法で規定されていると言われると八尾市だけで行うことは難しいかもしれないが、そういうことも考えていただきたい。

〈副会長〉昇進・昇格についてであるが、これは本人が希望して受けるものなのか。それとも直属の上司等が推薦して受けるものなのか。

〈人事課長〉人事課で対象者を把握しているので、対象者がいる所属長に対し、該当者を示し、所属長から本人に知らせて、本人は希望すれば受けるということになる。中には男性・女性に関わらず、消極的というか受けるということについて迷われる方もおられるので、その方については所属長を通じて積極的に受けていただくように促している。

〈副会長〉では、直属の上司等から対象者に対して、確実に伝えられているということか。一つ気になったのは、上司との関係は影響していないのか。対象者に対して、直接あなたは対象者だというようにダイレクトに通知してはどうか。

〈人事課長〉現在は所属長を通じてお知らせしており、また対象者自身も今年は対象であると把握していると認識している。

〈副会長〉では、直属の上司との影響は考えにくいということか。

〈人事課長〉直属の上司との関係が悪くて、受験をしないとといったようなことはないかと認識してい

る。

〈副会長〉勤務成績をつけるのは上司であるのか。

〈人事課長〉上司である。

〈副会長〉市内の研修等において、例えば女性職員に受講させる機会を多く持つとか、男性の育児休業に関する研修等を積極的にされているのか。

〈人事課長〉十分に実施しているかと言われれば、課題もあると思うが、研修については状況に応じて、テーマに沿って積極的に行っている。

〈副会長〉ぜひ、男女共同参画に関する研修を今以上に増やしていただきたい。そうすれば、目標の設定値により近づけるのではないかと思う。男性の育児休業に関してもおそらくこのままでは目標に達するのが難しいと思うので、全課をあげて年齢層の上の方も下の方も男女共同参画の意識を少しずつ変えていくことが必要だと思う。

〈会 長〉産業政策課では、平成19年度に労働実態調査を行っていて、抽出された課題はたくさんあったのではないかと思うが、共同参画を推進するような政策を積極的にプランニングしていただくことを期待している。また、労働実態調査を平成25年度に実施する方向で検討しており、調査項目について、男女共同参画の視点で労働力率を分析できるような項目を含めていきたいということについて、具体的なイメージなどを聞かせていただきたい。

〈産業政策課長〉資料1に示しているとおおり、平成19年度以降、さまざまな課題があり労働実態調査を実施していない。当時の調査では、産前・産後休暇の取得状況であるとか、退職者に対する再雇用の項目等があった。調査項目については、どのような質問を設けたら、有効な回答を得られるのかということに関係課と調整を図りながら、実りのある調査に次回以降していきたいと考えている。

〈会 長〉「第2次 やお女と男のはつらつプラン」に掲げる計画の指標と目標値としては、企業で「育児休業制度を利用した人のいる事業所の割合」として、平成18年度に22.1%であったのを平成27年度に30%に、「出産・育児・介護などによる退職者の再雇用制度を整えている事業所の割合」として、平成18年度に22.1%であったのを平成27年度に30%にとしているが、この目標を達成することは奇跡的なことではないと思うので、数値目標を達成するというを明確な目標にしてぜひお願いしたい。

〈会 長〉人権政策課について、市民等を表彰する制度の構築を進めるとあるが、未来に投げかけられるようなものをぜひ検討していただきたい。これは平成27年度までに、実施できるのか。

〈事務局〉他市でも実施されているところがあるので、そういった事例も参考にしながら実施に向けて制度構築を図ってまいりたい。

〈会 長〉こういう表彰制度ができて、そこから共同参画やはつらつプランについて、市民の関心が高まっていくように思うので、ぜひやっていただきたい。数値目標をもう一度確認していただいて、目標を達成するためにどのような議論をしたのか、どのような計画を練って、結果としてどうだったのかということの説明をいただき、私たちがそれをしっかりと受けられるように頑張ってください。

〈会 長〉議題(2)の「(仮称)八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」について、事務局より説明してください。

〈事務局〉

事務局より、資料説明 **資料2**～**資料9**

〈会 長〉資料2について、「関係課会議による課題等の検討、素案の作成」とあるが、これは庁内で行うということか。

〈事務局〉そうである。事務局で素案を作成するにあたり、各関係課に専門的な部分について意見聴取をしながら、進めてまいりたいと考えている。

〈会 長〉関係課というのは決まっているのか。

〈事務局〉メンバーは決まっており、5月に第1回の会議を開き、計画の趣旨等を説明させていただいた。

〈会 長〉その関係課とはどういった構成メンバーで組織されているのか。

〈事務局〉主に当審議会の幹事で来ていただいている所属の課長補佐級の方に入っており、あわせて、子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」や、当該プランに関係する所属で構成されている。

〈会 長〉教育委員会は入っていないのか。暴力に関しては、子どもも被害者であるということもあり、そのような視点をもつことが大切だと思う。それをこの関係課で網羅できるのか。

〈事務局〉教育関係や福祉関係の部署等にも入っており、これらの関係課で検討してまいりたいと考えている。

〈会 長〉骨子案の検討ということで、ここからは資料3を中心に議論していきたい。

〈委 員〉骨子案について、現状についてはどこに記されるのか。

〈事務局〉骨子案には現状は入れていないが、本編については本市における取り組みと現状について、前段のところに入れる予定である。

〈委 員〉現状について、資料5以外にももう少し詳しい資料を予定されているか。

〈事務局〉本編についてはもう少し詳細な現状について入れる予定である。

〈委 員〉以前DV相談の統計資料を見たことがあるが、そういった資料とかをこれから準備されるのか。

〈事務局〉資料5に「八尾市で受けたDV件数」があるが、これらの詳細等を現状の中に入れていきたいと考えている。

〈委 員〉次の審議会では、そのようなデータを紹介していただきたい。また、資料5の「八尾市で受けた相談件数」の内訳について、身体的、精神的、経済的といったような分類はできるのか。相談者の年代についても分析は可能か。

〈事務局〉大まかに夫婦関係であるとか、その中のDVといったような詳細はつかめると思う。

〈委 員〉「市町村における配偶者からの暴力に関する相談件数調査」とあるが、これは八尾市が実施している調査なのか。

〈事務局〉八尾市の調査である。

〈委 員〉次に、一時保護の件数について、件数としては少し少ないように思う。結局ここに記されている八尾市の件数というのは、申し立てをした人が八尾市に居住している人な

のか。

〈事務局〉八尾市から保護になった件数である。

〈委員〉八尾市の方でも警察や大阪府の女性相談センターへ直接相談に行くなど、相談経路はいろいろあると思うが、ここに記されている八尾市というのは、八尾市に住んでおられる方という意味なのか。

〈事務局〉ここ数年の流れとして、大阪府女性相談センターもまずは市町村で相談を受けるようにと説明されているので、ほとんど八尾市の方は人権政策課を通じて一時保護にいたっていると考えている。ただ、何件かは大阪府へ直接行かれる方もいると聞いている。

〈委員〉例えば、八尾の警察へ飛び込んで、直接大阪府の一時保護所へ入られた方はこの件数に入っていないということか。

〈事務局〉入っていない。

〈委員〉資料5の「交際相手からの被害経験」について、被害者の大部分は女性であるが、一部その逆もあり、当審議会では、女性が性別による差別的な取扱を受けてはいけないという視点にたつて議論していけばよいということなのか、見解を教えてください。

〈会長〉男女共同参画と児童虐待や高齢者虐待などの暴力は、どのように関係しているのかということ私たち一人ひとりがしっかりと確認していかなければならないと思う。DVの問題が出てきたのは、警察で事件として取り扱われるようになってきてからのことである。それまでは、家庭内においては、「暴力」という認識がなかった。それを調査していく中で、夫婦喧嘩だといわれていたのが、そうではなく力による支配だと気づき、さらにもっとも尊敬できるような夫婦関係がないと暴力というのはなかなか断ち切れないということに気がついて、DVを防止するというようになってきた。同じ女性として男性として、高齢者や子どもの傷みを見つけて、助け合おうというのが共同参画なのである。

〈委員〉数はわずかではあるが、男性が女性から暴力を受けている実態があるが、男性が女性から暴力を受けるというのは、どういうふうと考えていったらいいのか。

〈事務局〉男性から女性への暴力、あるいは、女性から男性への暴力は、どちらも男女共同参画を阻害する要因として取り除かなければならないというところから、DVの問題も男女共同参画のプランに入っており、男女共同参画社会を実現していくためには大切なことであるということをご理解いただきたい。

〈委員〉数は少ないけれど男性の被害者もいるが、一つ大きなことは、やはり数だけの問題ではなくて、身体的暴力を取り上げてみても、男性が女性に危害を加えるときと、女性が男性に対して危害を加える場合の身体的暴力の程度、ダメージ、影響は全然違う。そういう意味では、男性から女性の暴力と、女性から男性への暴力とでは深刻度が違う。被害の実態が違うということは、その実態に即して被害者の保護とか救済といった課題に取り組んでいかなければならない。暴力によって受ける女性のダメージの中に、暴力から逃げることによってそれまでの生活が根こそぎ奪われるということもある。その結果、仕事も失い、家も失い、学校もかわってしまい、社会的弱者となってしまう。妻から暴力を受けている男性は、そのことで会社を辞めなければならないと

ころまではいかないことが多い。だから、そこに暴力の質の違い、影響の違いがあるので、数字だけでは判断できない。そして、この問題と男女共同参画はどう関わることかということについて、皆さんにもそれぞれの意見があると思うが、私はこういうように理解している。つまり暴力というのはその人の生活、安全を脅かし、仕事や家を失ったり、相手に怯えて生活しないといけなくなったり、やはりその人自身の人権を暴力によって奪われてしまう。暴力をなくすということは、その人の人権を尊重することで、一人ひとりの人権を尊重するためには暴力をなくさなければならない。これが男女共同参画につながっていくのである。

〈会 長〉資料5の「恋人や配偶者にDV（ドメスティック・バイオレンス）された（した）こと」について、女性のDV、男性のDVということで、別々に分析していただきたい。例えば、女性がこわがっているDVとか、男性が受けているDVというように色分けをしたら、男性はどのようなDVを受けているのかがわかると思う。

〈委 員〉DVについて、なぜDVが起こるのか、加害者を出さないという視点から考えられないか。加害者にならないように社会的に援助できることはないのか。DVを受けたというだけではなく、なぜDVをするようになったのかという分析や、加害者に対してなぜDVになったのかという聞き取りは行うことはできないのか。

〈事務局〉相談を受ける際は、被害者からの相談だけで、加害者との接点はない。よって、なぜDVになったのかという原因はつかめていない。国や大阪府も調査研究を行っている段階であるため、それらをしっかりみていきたいと考えている。

〈委 員〉そこに踏み込んで、加害者に面接するとか、精神分析などもっと専門的なものもあるのかもしれないが、加害者を増やさないということも考えていくべきだと思う。

〈委 員〉結婚するときは、誰でもいいことを言うので、実際に結婚しないとわからないことが多い。私もDVの相談を受けたことがあるが、暴力を振るうが優しいときもあると聞くと、どこまでがDVなのかわからないときがある。

〈事務局〉加害者も気持ちが揺れ動いている時期があり、被害の実態がなかなか見えない。加害者を生まないための施策についても考えていかないといけないと認識している。

〈会 長〉相談からも、DVには周期があって、パターンがあることが見える。DVだと思っていない人に対して、何がDVであることを示すことで、DVだと気づいてもらうことが大切である。加害者へのアプローチについては、プランに盛り込むことはできないか。加害者の相談窓口などを設けて、必要な機関につないでいくことはできるのではないか。

〈事務局〉加害者から相談があれば当然対応させていただくが、被害者からの相談においても細かく家庭状況も聞き取りを行うので、分析できるものについては分析していきたいと考えている。

〈会 長〉そうすると骨子案の中にそういう視点も入れていただけなのか。

〈事務局〉项目的には、暴力の防止の範囲になるかと思うが、加害者を増やさないという策について、ここに盛り込めるかどうか検討してまいりたい。

〈委 員〉若い世代のデートDVの予防をしっかりと骨子の中に入れていただきたい。資料4の「第2次やお女と男のはつらつプラン」におけるDV関連項目について、デートDV

についていろいろと書かれているが、「～取組みを推進します。」とか「～教育指導法などを研究します。」というように、文末がすごくあいまいな感じがする。もっと具体的に、例えば「この中学3年生には、このような指導を行います」とか、教員の方がなかなか取り組めないのであれば、どこかNPOと一緒にやっていくとか、もっと、すぐに始まるという期待を抱かせるような文末に変えるようお願いしたい。それと、「関係機関とのネットワークの構築」について、どこまで市民団体のネットワークが活かされるのか、八尾市には活動している団体がたくさんあるので、大きなネットワークでセーフティネットをつくっていただきたい。

〈事務局〉デートDVについては、われわれも十分認識しており、中学生や小学校の高学年に、まずはデートDVをよく知っていただき、保護者の方に対してもデートDVの啓発をしていかなければならないと考えている。具体的にどこまで計画に盛り込めるかということもあるが、保護者の方、教職員も含めて、単に子どもだけの問題ではなく、それらを支える周りの方も認識しながら、計画の素案を検討していきたいと思う。また、先ほどの加害者への施策という議論の中で、被害者が相談に来られたら、相談に応じるが、そのことで個別に加害者に聴取してどういった状況かと尋ねるということはないので、加害者のご自身で相談に来られた場合への対応ということで補足させていただく。

〈委員〉加害者への対応について、防止のための教育は非常に大事だと思う。結婚していない交際中の方のDVは、法律の保護がない領域であるため、デートDVの被害者が救済されにくい現状がある。若年層でのDVを防止するという取り組みは非常に重要だと思うし、早くから始めた方が、効果があるように思われる。よって、高校生では少し遅い気がする。また、加害者への対応であるが、例えば弁護士として相談を受ける場合は、利益に相反するので被害者、加害者両方の相談には乗ることはできないが、行政の場合はどうなのか。加害者への相談窓口をオープンに開いてしまってもよいのか。

〈事務局〉事務局としては、やはり対等なパートナーシップでない関係で起こっているDVへの対応という視点では、まずそれが起こらないような防止策や啓発を行っていくという地道な努力が大事であると考えている。しかしながら、今日、こういったDVの現状があるわけで、そこの救済という視点では、まず被害者に対する相談が優先されると私どもは考えている。加害者側に対するアプローチは、われわれは仲裁機関ではなく、加害者の方を呼び出して論したり、確認をしたりという立場にもないため、そういうことをすることによって、かえってDVが助長されるとなると本末転倒である。よって、加害者へのアプローチという視点では、慎重にならざるを得ない。地方公務員法上の守秘義務にもふれることになるので、まずは被害者が安心して相談できる環境を築いていかなければならないと考えている。DVは非常に家庭内の問題で、第三者に明かすということは相当勇気がいることであるため、そういった視点では防止に努めるという観点から、教育・啓発をしていくということが非常に大事であるように認識している。長い時間をかけて、初期段階から教育機関が地道に取り組む中で意識づけをしていく、そういった方向でさせていただきたい。

〈会長〉計画の基本目標について、「被害者の早期発見・相談体制の充実」とか「被害者の保

護・自立支援」と書かれているが、「被害者」というように限定的なものではなく、もう少し広げて訴えていくネーミングにしていきたい。

〈副会長〉資料4の、「22. 相談窓口の充実」、「24. 若い世代へのデートDV予防対策の推進」、「25. 加害防止のための取組みの検討」について、教育委員会が担当課として入っていないが、これは何か意図して入っていないのか。

〈事務局〉プラン策定当時、平成20年度に議論した中で、人権政策課がまずはしっかりと取り組みを進めていくということで、教育の所管が入っていなかったように思うが、もちろん教育の所管も一緒に連携して取り組むという方向で考えている。

〈会長〉資料7の「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（2012－2016）の概要」について、改定にあたっての基本的認識ということで、配偶者暴力防止法の成立から10年が経過するが、相談件数は増加の一途を辿っているとあり、被害者の子どもへの配慮についてはどこに入れていくのか。

〈事務局〉母子一体で緊急一時保護が必要なケースが増えてきている状況もある。それについては、本市では子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」が、子どもを含めた母子の緊急一時保護の所管課であるので、みらいとも連携をしながら、被害者の保護や自立支援、緊急一時保護というのを盛り込んでいきたいと考えている。

〈会長〉実際に家庭の中でDVが行われていて、それが子どもにどのような影響を与えているのか。あるいは、いじめの背後にDVがあるという事例があると思うが、これについてはどのように考えているのか。

〈人権教育課〉子どもがDVを見るというのは、虐待の中でいうと精神的虐待になる。DVを見たということで、虐待の通告や相談はないが、DVがあるというときには、精神的虐待を疑う必要があるという認識を持っている。

〈子ども政策課〉子育て総合支援ネットワークセンター「みらい」では、親が暴力を振るうケースもあり、そういう子どもを発育の段階から、学校の関係であるとか、子どもに配慮しなければならない点があって、要保護という子どもを保護しなければならない立場から、庁内の関係課や警察、保健所の方が集まって月1回会議を開いている。そこでは、特に保護しなければならない子どもについて今後どうすべきかという基本的な方針を定めたりしている。そういうような対応で子どもに対する配慮をさせていただいている。

〈会長〉ぜひ、連絡会の中に教育委員会とか児童相談所とか、子どもの現状がわかる所属を入れていただき、そこでDVに対する議論を深めていただきたい。

〈子ども政策課〉もちろん、東大阪市の子ども家庭センターの方や、関係機関の方にもご参画いただいている。

〈会長〉会議でいただいた意見を関係課会議等で検討していただいて、素案に落とし込んでいただきたい。パブリックコメントでは、たくさんの意見をいただきたいと思うが、八尾市の現状はどうかという視点を持って、そういう問いかけをしていただきたい。

〈会長〉最後に「(3)その他」について事務局より説明してください。

〈事務局〉今後のスケジュールについての説明

次回の審議会の予定であるが、平成24年11月頃を予定している。それまでに関係

課との協議の中で素案等を作ってまいりたいと考えている。
<会 長>それでは、以上で第4回の男女共同参画審議会を閉会する。

以上

別紙

(委員)

細見 三英子 会長
関根 聰 副会長
段林 和江 委員
小松 照明 委員
二宮 久子 委員
森川 昭平 委員
眞鍋 トミエ 委員
西川 弥生 委員
松本 光子 委員
※欠席・・・中西啓詞 委員

(幹事)

村井 秀之 (人事課長)
三谷 美佐緒 (健康福祉部次長兼地域福祉政策課長) ※代理出席
西田 一明 (健康福祉部次長兼保健推進課長) ※代理出席
辻村 和寛 (こども政策課長)
馬場 正浩 (経済環境部次長兼産業政策課長)
福嶋 英夫 (人権教育課長)

(事務局)

植島 康文 人権文化ふれあい部長
鶴田 洋介 人権文化ふれあい部次長兼人権政策課長
高戸 直也 人権政策課男女共同参画推進担当課長補佐
中山 寛規 人権政策課男女共同参画推進係長
福井 智恵子 人権政策課男女共同参画推進係副主査

《配布資料》

- ・第4回 八尾市男女共同参画審議会 次第
- ・第4回 八尾市男女共同参画審議会 配席表 (表面)
- ・八尾市男女共同参画審議会 委員・幹事名簿 (裏面)
- ・八尾市男女共同参画推進条例
- ・八尾市男女共同参画審議会規則
- ・資料1 審議会における意見等に対する見解等一覧
- ・資料2 「(仮称) 八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定スケジュール (案)

- ・資料3 (仮称) 八尾市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(骨子)(案)
- ・資料4 「第2次 やお女と男のはつらつプラン」におけるDV関連項目
- ・資料5 配偶者等からの暴力に関する統計資料
- ・資料6 八尾市における児童虐待件数、高齢者虐待件数
- ・資料7 「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)」の概要
- ・資料8 大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(2012-2016)
- ・資料9 豊中市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画